

# 監査の品質の一層の向上のために

## — 審査基本方針等 —

公認会計士・監査審査会

平成 19 年 6 月 29 日

改正 平成 20 年 6 月 30 日

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする（公認会計士法第 1 条）。日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）の使命の公益性に鑑み、その行う財務情報に関する監査業務の改善進歩を図り、もって監査の質を向上させるため、監査事務所の業務の運営の状況の調査を行い、調査結果を公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）に対して報告することとなっている（公認会計士法第 46 条の 9 の 2）。

審査会は、協会からの報告に基づき、監査事務所における監査業務に対する協会による調査が適切に運営されているかどうか及び監査事務所における監査業務が適切に運営されているかどうかについて、協会から独立した公益的立場から審査を行い、必要があると認めるときに監査事務所等に立入検査を行う。その結果、審査会は、必要があると認めるときは金融庁長官に対して行政処分その他の措置について勧告を行う（公認会計士法第 41 条の 2）。

審査会は、平成 16 年 4 月の発足以降平成 19 年 6 月までの、いわば第 1 期における審査及び検査において、検査結果を被検査事務所等に通知するほか、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、協会の品質管理レビュー及び監査事務所の監査の品質管理上の問題点を取りまとめて、関係者等に示してきた。

具体的には、平成 16 事務年度（平成 16 年 7 月～平成 17 年 6 月）においては、法的に位置づけられる前の協会による品質管理レビューについて実態把握を行い、その結果を「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」として取りまとめ公表した。また、平成 17 事務年度（平成 17 年 7 月～平成 18 年 6 月）においては、会計監査を巡る状況、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、4 大監査法人に対する検査を実施し、検査結果の概要を「4 大監査法人の監査の品質管理について」として取りまとめ公表した（これらの検査に対するフォローアップについては平成 19 年 6 月に取りまとめ公表）。さらに、平成 18 事務年度（平成 18 年 7 月～平成 19 年 6 月）においては、「小規模監査事務所の監査の品質管理について」及び「中小規模監査事務所の監査の品質管理について」の公表により、個人事務所を含む中小規模監査事務所の主な問題点及

び課題等を示した。

審査会は、このような第1期における審査及び検査の実績を踏まえ、第2期（平成19年7月～平成22年6月）においては、以下の視点及び目標を基本として、審査及び検査を実施することとする。

### 【視点】

審査会が実施する審査及び検査においては、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査の質の確保・向上を積極的に図っていくものとする。また、国際的動向に積極的に対応し、諸外国の情報の入手及び内外に対する情報発信に努める。

### 【目標】

審査会が実施する審査及び検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促していくことを基本とする。

審査会は、審査及び検査の実施に当たって、以上の観点を踏まえ、次のように「審査基本方針」及び「検査基本方針」を定める。なお、四半期報告書や内部統制報告書の導入等に伴う監査業務の範囲の拡大、公認会計士法など関連法令等の改正、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらの方針については、事務年度毎に見直しを行うとともに、事務年度毎に「審査基本計画」及び「検査基本計画」を策定する。

また、審査会の任務を踏まえ、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、審査及び検査の結果を提言等の形で関係者等に表明し、審査会に与えられた使命を果たしていく<sup>(注)</sup>。

(注) こうした考え方を踏まえ、これまで審査会が実施した検査において、監査事務所の品質管理に関し指摘した事項の中から、監査の質の維持・向上を図るため、監査事務所が自主的な取組みを行っていく上で参照することが有益であると考えられるものを、「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」として取りまとめ公表した（平成20年2月）。当該事例集については、検査の実施状況等を踏まえ、今後も見直しを行っていく。

## 1. 審査基本方針

### (1) 基本的考え方

第1期における審査会による審査及び検査を踏まえ、第2期においては以下の考え方を基本とする。

#### これまでに指摘した事項に対する改善の確実な定着

これまでに審査会が指摘してきた監査の品質管理上の問題点について、監査事務所において確実に改善がなされているかどうかに関心を置いた審査を行うこととする。その際、さらに改善の必要があると思われる事項についても把握し、監査事務所に対して適切な監査の品質管理の定着を促していくこととする。

なお、限られた行政的資源のもとで審査の目的を効果的に実現するために、上場会社等に対する監査業務を多く実施している監査事務所、特に大規模監査事務所及び中規模監査事務所に対して重点的に審査を行う。

#### 新しい事態への対応

平成19年度からは、新たに設定された「監査に関する品質管理基準」に準拠した協会の品質管理レビューが実施されていること、及び、協会が上場会社監査事務所に対する新たな措置（上場会社監査事務所登録制度）を実施していることに留意した審査を行う。

### (2) 審査の枠組み

協会からの品質管理レビューに係る報告書を受取り、あわせて関連する報告・資料について徴求を行い、また様々な情報を活用し、これらの内容に基づき審査を行うものとする。

イ. 協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうか。

ロ. 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、協会による品質管理レビューの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか。

上記の審査の結果、審査会は、個別事情に応じ、審査会の意見を提言等の形で

示していくとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切な対応を行う。

## 2. 検査基本方針

審査会は、協会からの報告に対して「審査基本方針」に基づき行われる審査の結果を踏まえて、必要に応じ検査を実施する。

### (1) 検査の枠組み

審査会の検査の基本的枠組みは以下のとおりである。

協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうかを確認するため、審査結果に基づき、必要があると認めるときは協会等に立入検査を行う。

協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、又は協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうかを確認するため、審査結果に基づき、必要かつ適当であると認めるときは監査事務所に立入検査を行う。

上記②の過程で、さらに監査事務所における監査業務に関する状況を確認するため必要かつ適当であると認めるときは被監査会社等に立入検査を行う。

検査の結果について、審査会は、検査を受けた協会又は監査事務所に対してその内容を通知するとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切に対応する。

### (2) 検査の実施

検査は、以下のような場合に実施する。

協会による品質管理レビューにおいて、重要なレビュー手続が欠けている、又はその実施が不十分である等、協会による品質管理レビューが十分であるかどうか確認する必要が認められる場合等（主に対協会）

協会による品質管理レビューを通じて、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか確認する必要が認められる場合、協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか確認する必要が認められる場合、又は監査事務所における業務管理体制が有効に機能している

かどうか確認する必要が認められる場合等（主に対監査事務所）

監査事務所における監査業務に対応する被監査会社等の側における内部管理体制を確認する必要が認められる場合、又は監査事務所における監査業務の実施状況を被監査会社等の側において確認する必要が認められる場合等（主に対被監査会社等）

法令諸基準等の遵守状況を横断的に確認する必要が認められる場合

上記のほか、個々の審査の結果、個別事情等を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合

### **（3）検査の手続**

審査の結果に基づき、検査の必要があると認められる場合には、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」に従い適切な手続により検査を実施することとする。

## **3. 外国監査法人等に対する対応**

平成20年4月より、一定の外国監査法人等に対する金融庁への届出が義務化され、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められる場合に、審査会は、当該外国監査法人等に対し検査を実施することができることとなったことから、審査会においては、当該届出の状況や外国監督当局との協力関係の進展を踏まえつつ、外国監査法人等に対する検査方針について検討を進め、適切な時期に改めて公表することとする。